町有財産の売却に係る公募型プロポーザル
募　集　要　項

令和７年８月１日

会津美里町

目次

１　募集の趣旨……1
２　募集手続きの流れ……1
３　売却物件の概要……1
４　売却方法及び条件……2
（１）　売却方法……2
（２）　売却物件について……2
（３）　売却価格……2
（４）　契約上の主な条件……2
（５）　提案の条件……3
５　応募者の資格等……4
（１）　応募者の資格……4
（２）　応募に際しての留意事項……4
（３）　応募の無効……5
６　現地見学会……5
（１）　申込期間……5
（２）　開催日時……5
（３）　その他……5
７　プロポーザルに関する事項……5
（１）　募集要項等の配布……5
（２）　提出書類……6
（３）　提出部数……6
（４）　質疑応答……6
（５）　資料の閲覧……6
（６）　応募手続……7
８　優先交渉権者の選定……7
（１）　審査方法……7
（２）　評価項目及び配点……8
（３）　審査委員会の審査・評価……8
（４）　失格事項……8
（５）　審査結果の通知及び公表……9
（６）　次点者の地位……9
９　契約の締結等……9
（１）　契約の締結……9
（２）　契約保証金……9

（３） 売買代金の支払い…… 9
（４） 物件の引渡し及び所有権移転登記……10
10 注意事項……10
11 応募・問い合わせ先(担当課)……10

周辺図……11

別紙(提出書類一覧表)……12

町有財産売買契約書(案)……13

◆配布書類一覧

〇実施要項(本書式)

〇提出書類様式集

様式第１号 申込書
様式第２号 誓約書
様式第３号 事業者概要書
様式第４号 事業計画書
様式第５号 価格提案書
様式第６号 質問書

〇字鹿島 3058 番２に係る図面等に係る情報

全部事項証明書
地籍図
※閲覧方法はＰ６に記載のとおり

１　募集の趣旨

会津美里町字鹿島 3058 番２(以下「当該地」という。)につきまして、公有財産の有効活用を図るため、民間による活用が可能な土地として売却することとしました。

当該地の売却に当たっては、近隣に会津若松警察署会津美里分庁舎、福島県立会津西陵高等学校などの公共施設や店舗、戸建住宅等が混在する地域となっていることを考慮し、地域活性化等の向上を期待するため、民間事業者等の創意工夫による意欲的な提案を受け、売却後の土地利用計画等を選定する公募型プロポーザル方式により売却するものです。

２　募集手続きの流れ

公募型プロポーザルに関しては、次の日程で行う予定です。ただし、審査会以降の日程については、都合により変更することがあります。

（１）　募集要項の配布　　令和７年　８月　１日(金)～令和７年８月 22 日(金)
（２）　質問の受付　　令和７年　８月　１日(金)～令和７年８月 22 日(金)
（３）　質問に対する回答　　令和７年　８月 29 日(金)
（４）　現地見学会　　令和７年　８月 20 日(水)
（５）　提出書類の受付期間　　令和７年　９月　１日(月)～令和７年９月 12 日(金)
（６）　審査会　　令和７年　９月下旬
（７）　売却者の決定　　令和７年　９月下旬
（８）　契約の締結　　令和７年 10 月上旬

３　売却物件の概要

土地の概要

所在地	会津美里町字鹿島 3058 番２
地目	宅地
地積(現況)	731.35 ㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	50％
容積率	200％
接道状況	西：町道 11008 号線
電気	引き込み可
ガス	プロパンガス
上水道	敷地西側道路に配管あり(口径 125㎜)、引き込み済（口径 25㎜）
下水道	敷地西側道路に配管あり(口径 300㎜)、引き込み済（公共マス）
最寄駅	JR 只見線　会津高田駅(駅まで 1.2㎞、徒歩約 16 分)

※詳細は関係資料を参考にしてください。

【売却箇所】

４　売却方法及び条件

（１）　売却方法

公募型プロポーザル方式

（２）　売却物件について

売却物件は現状有姿のまま買受人に売却します。

（３）　売却価格

最低売却価格　９，９５０，０００円

※提案価格が最低売却価格を下回った場合、失格となります。なお、提案価格に上限は求めません。

（４）　契約上の主な条件

売買契約を締結する上で、買受人に対し課せられる制約的条件は、概ね次のとおりです。

ア　契約不適合責任

買請人は、契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、町に対し履行の追完請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができないものとします。

イ　公序良俗に反する使用の禁止

買受人は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77

号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

ウ　風俗営業等の禁止

買受人は、売買物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同上第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務委託営業の用に使用してはならない。

エ　転売等の禁止

買受人は、契約締結日から 10 年を経過するまでの間、売買、交換等による所有権の移転又は地上権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、やむを得ない事由により町の書面による承認を得たときはこの限りではない。

オ　用途指定の制限

上記アからエのほか、買受人は提案事業の履行にあたり次の項目を遵守しなければならない。ただし、やむを得ない事由により町の書面による承認を得たときはこの限りではない。

①引渡しを受けた日から３年を経過するまでに提案事業の用途に供しなければならない。

②契約締結日から 10 年を経過するまでの間、提案事業の用途に供さなければならない。

カ　相隣関係

買受人は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとします。この場合、買受人は、町に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできません。

キ　契約の解除

契約上の債務不履行があった場合には、本町は売買契約を解除できます。

ク　違約金等

条件等に違反した場合には、違約金の徴収等に加え、別途、本町による損害賠償請求を行うことがあります。

（５）　提案の条件

提案は次の要件を満たす内容としてください。

ア　募集の趣旨に合致するものであること。

イ　具体的な計画を伴った実現可能なものであること。

ウ　建築及び開発に関する法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）を遵守した計画であること。

エ　地域の景観を著しく損ねないように配慮した計画であること。

オ　宗教活動や政治活動を目的とした計画でないこと。
カ　公益を害するおそれのある計画でないこと。
キ　騒音や振動等、近隣住民の迷惑とならないこと。

５　応募者の資格等

（１）　応募者の資格

次の要件を全て満たす法人又は個人とします。

ア　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税、会津美里町税を滞納していないこと。

ウ　会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第１項若しくは第 19 条第１項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条及び会津美里町暴力団排除条例(平成 24 年会津美里町条例第 11 号)第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者ではないこと。

オ　応募書類の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を会津美里町から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

カ　個人が応募する場合は、破産者であった者は、既に復権を得ていること。

キ　前記アからカまでのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者でないこと。

ク　その他、町が特別な理由で不適格と判断する者でないこと。

（２）　応募に際しての留意事項

ア　本物件は現状有姿での引渡しとなります。本書等を十分に確認するとともに、現地及び関係規制等を確認の上、応募してください。

イ　応募に関する費用、及び所有権移転に関する費用等、売買契約に関して必要となる一切の費用は、買受人の負担となります。

ウ　提出書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的には使用しません。

エ　応募者は、提案計画の内容や町との協議事項、交渉内容等について、守秘義務を遵守することとし、町からの事前承諾なく、これらの内容を公表してはなりません。

（３） 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効として取扱います。

ア　必要な資格を有していない者の応募

イ　同一応募者が２つ以上の応募をしたときは、その全部の応募

ウ　不当に価格をせり上げ、又はせり下げるなどの不正な行為が確認された場合はその全部の応募

エ　提出書類に虚偽の記載がある場合の応募

オ　その他応募に関する条件に違反した応募

６　現地見学会

売却物件の現地説明会を次のとおり開催します。参加希望者は担当課に電話又は電子メールによりお申し込みください。なお、申し込みがない場合は開催しません。（※電子メールの場合は、送信後、電話で受信の確認をしてください。）

（１） 申込期間

令和７年８月１日(金)～令和７年８月 15 日(金)

（２） 開催日等

ア　日時　令和７年８月 20 日(水)

※時間は申込時に調整します。

イ　集合場所　現地

（３） その他

ア　現地見学は１事業者１時間以内、１回限りとします。

イ　外部からの見学については、特に制限は設けませんが、敷地内への立ち入りは固くお断りします。また、無断駐車など地域住民の迷惑とならないよう注意してください。

７　プロポーザルに関する事項

（１） 募集要項等の配布

ア　配付期間

令和７年８月１日(金)から令和７年８月 22 日(金)

イ　配布方法

町のホームページからダウンロードしてください。

※紙媒体での配布を希望する場合は、担当課へ連絡してください。

（２） 提出書類

応募者は、別紙「提出書類一覧表」を参考に次の書類を提出してください。なお、提出書類は、官公庁から発行されるものを除いてＡ４版で作成してください。

ア　申込書(様式第１号)

イ　誓約書(様式第２号)
ウ　事業者概要書(様式第３号)
エ　事業計画書(様式第４号)
オ　土地利用計画図(任意様式)
カ　価格提案書(様式第５号)
キ　定款(※法人の場合)
ク　法人登記事項証明書又は身分証明書
ケ　納税証明書
コ　印鑑証明書
サ　上記提出書類のうち該当しないものについての申立書(※該当する場合のみ)
※官公庁の発行する証明書は、発行の日から３か月以内のものとしてください。

（３）　提出部数
正本１部、副本(写し)７部
※正本を電子媒体(メール又はＣＤ－Ｒ等)で提出する場合は、副本の提出は不要とします。なお、提出書類等は返却いたしません。

（４）　質疑応答
ア　受付期間
令和７年８月１日(金)から令和７年８月 22 日(金)
※持参の場合は、午前９時から午後５時まで(土日祝日は除く)
イ　提出方法
質問書(様式第６号)により、上記期間内に問い合わせ先まで、持参、電子メール又はＦＡＸのいずれかで提出してください。
ウ　回答方法
令和７年８月 29 日(金)までに町ホームページに質問および回答を掲載します。なお、本要項に関する以外の質問等には回答しません。

（５）　資料の閲覧
令和７年８月１日(金)から令和７年８月 22 日(金)までの間、売却物件にかかる図面等の資料を担当課の窓口で閲覧することができます。閲覧を希望する場合は、担当課へ連絡してください。なお、資料は売買物件の購入を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先します。

（６）　応募手続
ア　提出書類の受付期間
令和７年９月１日(月)から９月 12 日(金)までの
午前９時から午後５時まで(土日は除く)

イ　提出場所

会津美里町役場本庁舎２階　総務課管財契約係(12 番窓口)

ウ　提出方法

持参のみとします。(郵送は受け付けません。)

（7）　留意事項

ア　応募は、１法人または個人につき１案に限ります。

イ　提出書類は、受付期間内のみ受付します。

ウ　受付後に応募書類の追加、訂正、差し替え、再提出はできません。

エ　応募に必要な費用は、応募者の負担となります。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を利用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

オ　審査委員会の委員等に対して、所定の方法(質問書による質問、開発許可基準の確認等)以外で、応募にかかる不正な接触の事実が認められたときは、失格とします。

カ　提出された書類は返却しません。

キ　書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を総務課管財契約係まで提出してください。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しません。

ク　提出書類に虚偽がある場合、応募を無効とし所要の措置を講じることがあります。

ケ　提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定、公表、その他町が必要と認める場合は、町はこれを複製し無償で使用できるものとします。

８　優先交渉権者の選定

「会津美里町普通財産（不動産）売却プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、選定基準に基づいて総合的に評価し、優先交渉権者の選定を行います。なお、応募書類による審査・評価のみとしプレゼンテーションは行いません。

（1）　審査方法

ア　第１次審査

提出された書類を審査し、応募要項に定めた資格・要件の具備について審査します。

イ　第２次審査

審査委員会において、書類審査、必要に応じ応募者のヒアリングを実施し、応募者の順位付けを行います。(※ヒアリングを行う場合は、別途通知いたします。)

（２） 評価項目及び配点

評価項目		評価の視点・基準等	配点
利用計画	１　計画の実現性等	・計画の具体性及び実現可能性 ・利用開始までのスケジュール	15
	２　地域への配慮	・地域への貢献 ・地域に及ぼす影響への配慮	30
	３　計画の遂行能力	・資金調達計画	15
提案価格		(提案価格÷最高提案価格)×配点(40 点)	40
合　　計			100

（３） 審査委員会の審査・評価

ア　審査・評価は、事業計画書等の応募書類によるものとし、応募書類の内容に疑義がある場合のみ、適宜ヒアリングを実施します。

イ　審査委員会の委員の評価結果に基づき、最も評価点(各委員の評価点の合計)が高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点者として選定します。

ウ　最高点の者が複数の場合は、各委員の投票で上位者を決定します。投票により決しないときは委員長がこれを決します。

エ　各委員の利用計画点の合計が当該配点の合計の６割未満の場合、その提案は不採用とします。

（４） 失格事項

次に該当する場合は、失格とし、審査委員会での審査・評価は行いません。

ア　提案価格が最低売却価格未満の場合

イ　応募者が資格要件を満たさなくなった場合

ウ　提出書類に虚偽又は不備があった場合

エ　契約の履行が困難と認められる場合

オ　応募者が審査委員会の委員に個別に接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

カ　その他、本物件の買受人として不適と判断された場合

（５） 審査結果の通知及び公表

ア　審査結果は参加者に書面で通知します。

イ　審査結果については、町ホームページに掲載します。

ウ　応募者は選定結果についての異議申立、選定の経緯を個別に問い合わせることはできません。

（6）　次点者の地位

ア　次点者は、優先交渉権者が期限までに売買契約を締結しない場合は、優先交渉権者に代わって町と売買契約を締結することになります。

イ　次点者の地位は、優先交渉権者への売却物件の引渡しを持って消滅するものとし、この場合はその旨を通知します。それまでの間、第三者に当該地位を移転することはできません

ウ　次点者の地位を辞退したい場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、辞退届を町に提出してください。

９　契約の締結等

（1）　契約の締結

ア　町は優先交渉権者との間で細目にわたる協議を行い、合意後、優先交渉権者として決定します。優先交渉権者として決定した場合は、決定した日から７日以内に契約を締結するものとします。なお、正当な理由なくして期日までに締結に至らないときは、優先交渉者の決定は無効となります。

イ　優先交渉権者が期日までに町と契約を締結しない場合、町は優先交渉権者に代わって次点者との間で契約を締結することができるものとします。

ウ　契約の締結に関して必要な費用は、買受人の負担とします。

エ　別添の売買契約書(案)は標準的な契約条項を示していますので、必要に応じて契約条項を変更することがあります。

（2）　契約保証金

ア　契約締結の際、契約保証金として売買代金の 100 分の 10 に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)以上の額を納入していただきます。

イ　契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。

ウ　契約保証金には利子は付けません。

エ　売買代金の支払いが行われず契約が解除された場合、契約保証金は返還しません。

（3）　売買代金の支払い

契約締結時、町が発行する納入通知書により、契約締結の日から 60 日以内に全額をお支払いしていただきます。なお、期限までに売買代金が支払われなかった場合は、契約を解除し、この場合の契約保証金は町に帰属することとなります。

（4）　物件の引渡し及び所有権移転登記

ア　売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに、移転するものとします。

イ　売買物件は、所有権が移転したときに、現状有姿のまま引渡しとなります。

ウ　所有権移転登記は町で行います。ただし、登記に要する登録免許税は、買受人の負担とします。登録免許税が非課税となる場合は、買受人が自己の負担により非課税証明書を取得し、町に提出してください。

10　注意事項

（１）　売買物件の引渡し後に発生する公租公課等は、すべて買受人の負担となります。

（２）　事業の実施に当たっては、建築計画等の近隣住民への周知、説明に努め、誠意をもって対応することはもとより、紛争等が生じた場合は、買受人の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるものとします。

11　応募・問い合わせ先(担当課)

会津美里町総務課管財契約係(会津美里町役場本庁舎２階 12 番窓口)

〒969-6292　福島県大沼郡会津美里町字新布才地１番地

電　話　　0242-55-1122(直通)

ＦＡＸ　　0242-55-1199

Ｅ-mail　somu@town.aizumisato.fukushima.jp

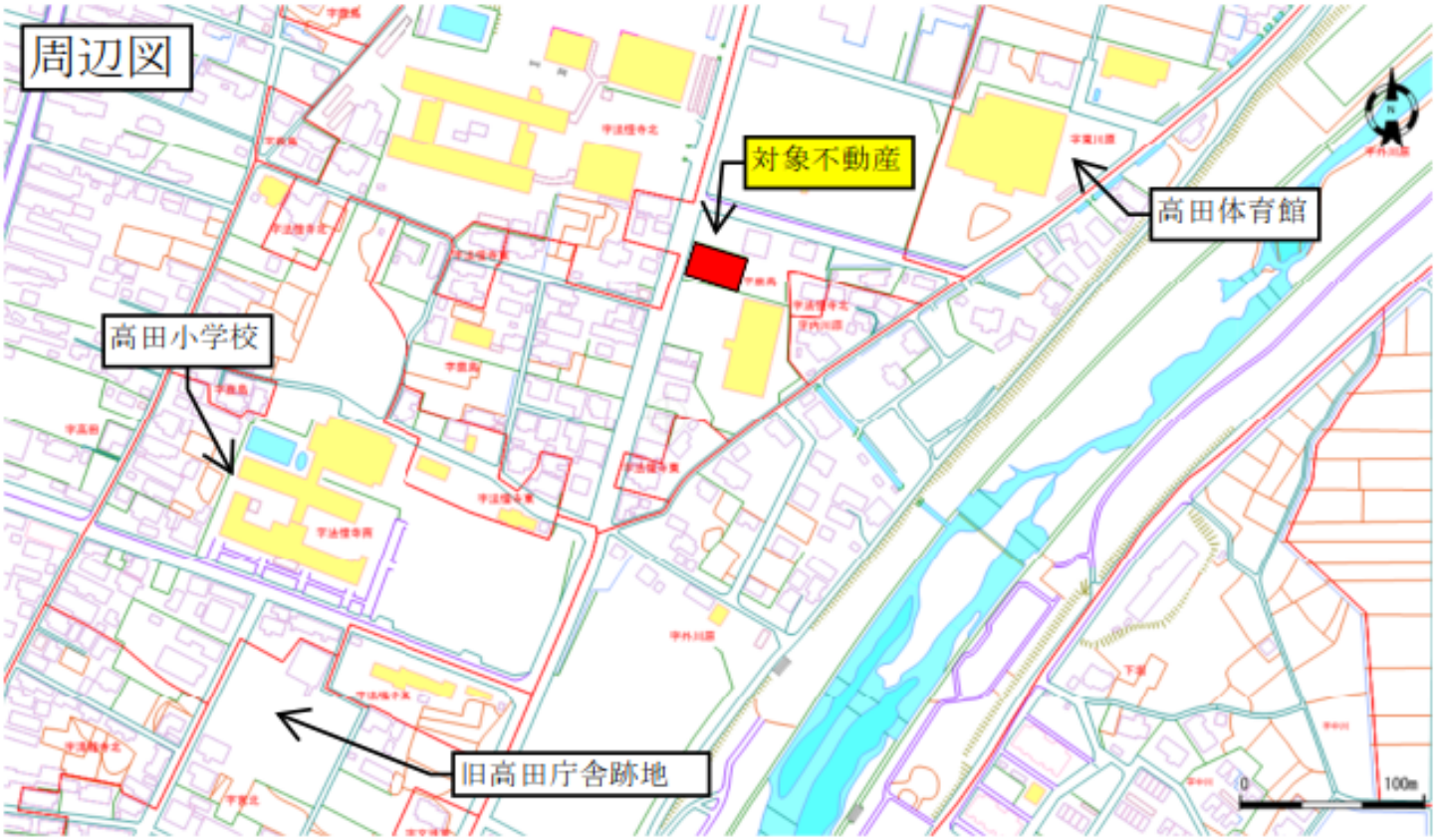
周辺図
対象不動産
高田体育館
高田小学校
旧高田庁舎跡地
0
100m

拡大図
対象不動産
字鹿島
字法憧寺北
字内川原
0
35m

別紙

提出書類一覧表

提出書類	記載事項	書式
ア　申込書	様式のとおり	様式第１号
イ　誓約書	様式のとおり	様式第２号
ウ　事業者概要書	様式のとおり	様式第３号
エ　事業計画書	①計画の実現性等 ②地域への配慮 ③計画の遂行能力	様式第４号
オ　土地利用計画図	①土地利用計画図 ②イメージ図、コンセプト図 ※図面は簡易的なもので構いません。	任意様式
カ　価格提案書	様式のとおり	様式第５号
キ　定款(※法人の場合)	最新版(複写可)	－
ク　法人登記事項証明書又は身分証明書	全部事項証明書又は身分証明書(発行の日から３ヶ月以内のもの)	－
ケ　納税証明書	納税証明書(過去３か年度分、発行の日から３ヶ月以内のもの) ※住所、居住又は主たる事業所所在地の都道府県税、市区町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類	－
コ　印鑑証明書	印鑑証明書(発行の日から３ヶ月以内のもの)	－

収入
印紙

町有財産売買契約書(案)

売渡人　会津美里町(以下「甲」という。と買受人　○○○○(以下「乙」という。)とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第２条　売買物件は、次のとおりとする。

所在・地番	地目	面積
会津美里町字鹿島 3058 番２	宅地	731.35 ㎡

(売買代金)

第３条　売買代金は、金　　円(字鹿島 3058 番２売却に係る公募型プロポーザルで決定される優先交渉権者(辞退等の場合は次点者)の提案価格)とする。

２　売買物件の売買は、前条の面積での売却とし、後日、乙が測量した結果、前条の面積と異なった場合においても、甲乙互いに異議を申し立てず、売買代金の増減を要求しないものとする。

(契約保証金)

第４条　乙は、この契約に関し、契約保証金として落札金額の 100 分の 10 以上をこの契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により納付しなければならない。

２　第３条に定める売買代金(契約保証金を除いた金額)の支払があったときは、第１項により納付された契約保証金を売買代金に充当するものとする。

３　第１項により納付された契約保証金には、利息を付さない。

４　第１項により納付された契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約を解除されたときは、甲に帰属するものとする。この場合において、契約保証金は、第 20 条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(代金の支払)

第５条　乙は、第３条第１項に定める売買代金のうち、前条第１項の契約保証金を除いた金額を甲の発行する納入通知書により令和　年　月　日までに納付しなければならない。

（所有権の移転）

第６条　売買物件の所有権は、乙が第３条及び第５条の規定に基づき売買代金を納付したときに甲から乙へ移転する。

（売買物件の引渡し）

第７条　甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに、現状有姿で当該物件の引渡しをしたものとする。

（登記嘱託の請求等）

第８条　乙は、第６条の規定により売買物件の所有権が移転したとき、甲に対し当該物件の所有権移転登記請求をするものとし、甲は、その請求を受けたのち、遅滞なく、所有権移転登記の嘱託手続を行うものとする。

２　前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第９条　甲は、契約不適合責任を負わないものとし、乙は、契約締結日以後、売買物件に数量の不足又は契約に適合しないもののあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又はこの契約を解除することができないものとする。

（土壌汚染対策）

第 10 条　乙は、字鹿島 3058 番２売却に係る公募型プロポーザルにおいて、乙が提案し甲が認めた事業計画（以下「公募型プロポーザルに基づく事業計画」という。）の実施により、土壌汚染対策の必要が生じたとしても、甲に対し何らの費用負担を求めないものとし、甲は土壌汚染対策に係る一切の費用を負担しないものとする。

（所有権移転の禁止）

第 11 条　乙は、売買物件の売買契約締結の日から起算して 10 年以内に売買物件を第三者に所有権移転してはならない。ただし、やむを得ない事由により甲の書面による承認を得たときはこの限りではない。

２　乙は、売買物件の売買契約締結の日から起算して 10 年以内に甲の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、第３条及び第９条に定める条件を当該第三者に対し書面により継承し、遵守させなければならない。

（用途指定等の制限）

第 12 条　乙は公募型プロポ―ザルに基づく事業計画の履行にあたり次の各号を遵守しなければならない。ただし、やむを得ない事由により甲の書面による承認を得たとき

はこの限りではない。

（１） 売買物件の売買契約締結の日から起算して３年以内に公募型プロポーザルに基づく事業計画の用途に使用しなければならない。

（２） 売買物件の売買契約締結の日から起算して 10 年間は公募型プロポーザルに基づく事業計画を変更してはならない。

２ 乙は前項の指定期間において、次の建築又は用途に供してはならない。

（１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)に定める事務所

（２） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の営業

(実地調査等)

第 13 条 甲は、指定期間満了の日まで、第 11 条から前条までに規定する内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２ 乙は、甲から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は遅延させてはならない。

(違約金)

第 14 条 乙は、正当な事由なく第 11 条及び第 12 条に規定する事項に違反したときは、売買代金の 100 分の 30 に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

２ 前項の違約金は、第 18 条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

（１） 募集に係る応募資格を偽る等の不正な行為によって最優秀提案者となったことが判明したとき。

（２） 応募資格の基本的な要件を満たさない者となった場合又は判明したとき。

（３） 最優秀提案者選定過程において、公募の関係者に対し接触をしたことが判明したとき。

（４） 提出書類に虚偽があることが判明したとき。

（５）　甲が乙を契約相手として相応しくない者と判断したとき。
（６）　この契約に規定する義務を履行しないとき。
２　甲は、前項の規定により、この契約を解除した場合、乙に対し一切の損害賠償の責めを負わない。

（返還金等）
第 16 条　甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。
２　甲が、解除権を行使したとき、乙は契約締結のために自らが負担した費用の返還を甲に請求しないものとする。
３　甲は、解除権を行使したとき、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を返還しない。

（乙の原状回復義務）
第 17 条　乙は、甲が第 15 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

（損害賠償）
第 18 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。
２　甲の乙に対する第 14 条の違約金の請求及び第 15 条の解除権の行使は、別途、甲による損害賠償請求を妨げないものとする。

（返還金の相殺）
第 19 条　甲は、第 16 条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 14 条に規定する違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

（契約の費用）
第 20 条　この契約の締結及び履行に関して必要な経費は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）
第 21 条　この契約に関する訴えについては、福島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 22 条　この契約に関し、疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項が生じた時は、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため本書２通を作成し、甲、乙、記名押印の上各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　福島県大沼郡会津美里町字新布才地１番地
会津美里町
会津美里町長　杉山　純一

乙